

日本放送協会放送受信料免除基準

日本放送協会放送受信規約における放送受信料免除の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。

1 全額免除

（社会福祉施設等）

(1) 別表1に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約

（学 校）

(2) 別表2に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約

（公的扶助受給者）

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約

（市町村民税非課税の障害者）

(4) 別表3に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

（社会福祉施設等入所者）

(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

（災害被災者）

(6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の2か月間とする。

(7) (6)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの

2 半額免除

(視覚、聴覚障害者)

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(重度の障害者)

- (2) 別表4に掲げる重度の障害者((1) に該当する者を除く。) で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(重度の戦傷病者)

- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

3 免除事由の調査

日本放送協会放送受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項(3)および(4)による免除については1年ごと、基準第1項(1)、(2)および(5)ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行なうものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年9月30日に、その日まで施行された基準第1項(4)により放送受信料が免除されている放送受信契約で、この基準第1項(4)によれば放送受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。

別表1

社会福祉施設等	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設もしくは事業所または更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業を行なう施設もしくは事業所
---------	---

(注) 社会福祉法第2条第4項第4号に規定する事業のうち、生活保護法または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業を行なう施設もしくは事業所については、上記に含める。

別表2

学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、特別支援学校および幼稚園
----	--

別表3

障害者	<p>(身体障害者)</p> <p>1 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者</p> <p>(知的障害者)</p> <p>2 所得税法（昭和40年法律第33号）または地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者</p> <p>(精神障害者)</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者</p>
-----	---

別表4

重度の障害者	<p>(重度の身体障害者)</p> <p>1 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害等級が1級または2級である重度の身体障害者</p> <p>(重度の知的障害者)</p> <p>2 所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者</p> <p>(重度の精神障害者)</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が1級である重度の精神障害者</p>
--------	---